

令和3年4月28日

保護者 様

新潟県立巻総合高等学校

校長 矢沢 明

【重要】新型コロナウイルス感染症の出席停止基準の変更について

時下、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、多大なるご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染が拡大しているという現状を鑑み学校教育活動を円滑に実施するに当たり、公欠取扱基準を踏まえ、学校医と相談の上、下記のとおり 出席停止の基準を変更いたします。引き続きご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 出席停止について

以下の場合、出席停止とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合(2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合(3) 濃厚接触者でないが、PCR 検査を受けた場合(4) 風邪の症状（発熱・咳・強いだるさ等）などの体調不良の場合(5) 同居の方に（1）（2）（3）（4）に該当する方がいるなど、万一のため欠席させる場合 |
|--|

2 出席停止の解除について

- (1) 治癒するまで（医師の判断による）
- (2) に関しては、生徒に症状が出なければ、保健所の指示に従って保健所に指示された期間（目安 2 週間）を経た後
- (3) 検査の結果、陰性と判明するまで
- (4) については症状が消失するまで
- (5) に関しては、ご相談ください